

4. 計画期間

- ・計画期間は平成23年度～32年度までの10年間とする。
- ・定期点検の結果や予算の執行状況等に応じて適宜計画の時点修整をするとともに、原則として5年後に計画の見直しを行うものとする。

千葉県では第2次住生活基本計画（計画期間：平成23～32年度）が策定されたが、本計画も住生活基本計画との整合を図る観点から、計画期間を平成23年度から10年間とした。

毎年度の計画の実施にあたり、定期点検の結果や当該年度の予算の執行状況等を総合的に判断して適宜時点修正を行い、少なくとも5年後には計画全体の見直しを検討する。

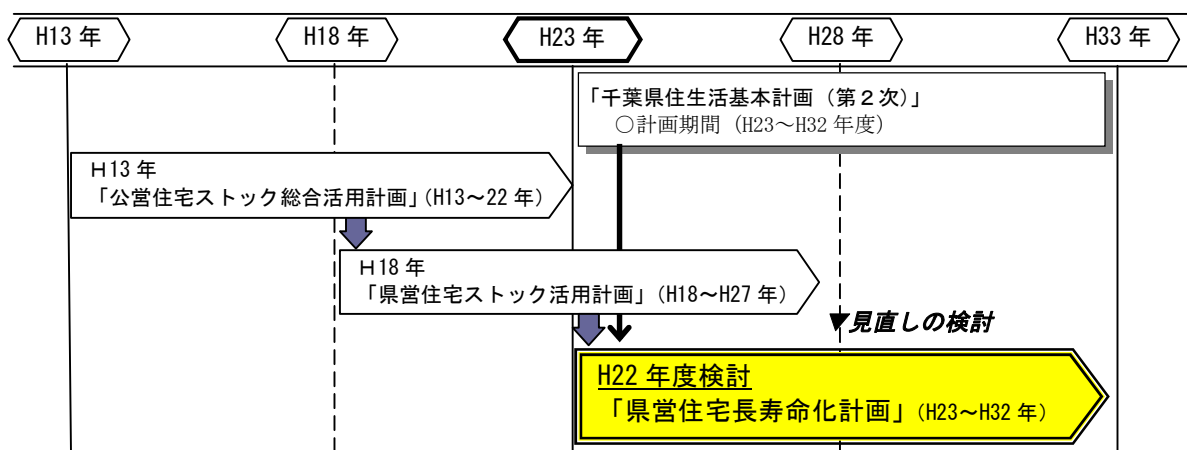


図 4-1 長寿命化計画の計画期間とその他の計画との関係